

## 単位認定期程

- 第1条 この規程は、学則による単位履修の細則および単位認定方法について規定するものである。
- 第2条 学業成績の評価は、試験成績、諸提出物および学習活動の評価等を総合し、授業科目担当者の責任において行う。学業成績評価 60 点未満は不合格とする。
- 第3条 本学における試験は、原則として次の通り実施する。
- (1) 期末試験 原則として各期末に行う。
  - (2) 再試験 講義・演習科目における学業成績評価の不合格者について実施する。  
ただし、通年科目は原則として学年度末に 1 回行う。
  - (3) 追試験 学生が病気その他やむを得ない理由により期末試験または再試験を受験することができなかつた者について実施する。
  - (4) 授業科目担当者はレポート等によって前項までの試験にかえることができる。
  - (5) 延期試験 学校保健安全法施行規則に定められる第一種・第二種感染症に罹患したことにより出席停止となり、試験（期末・追・再）を受験できなかつた学生に対し、届出により実施する。  
その取り扱いについては期末試験等と同等のものとする。
  - (6) 臨時試験 各授業科目担当者において必要と認めた場合実施する。
  - (7) 本状 1 から 5 に規定する試験を受けなかつた場合は、原則として単位を認定しない。
  - (8) 本学で実施する各種の試験において、不正行為が発覚したときは、別に定める細則〔単位履修における内規（平成 6 年 3 月 1 日 一部改正施行）試験時の不正行為に関する処置、第 1 条～第 9 条〕により処分される。
- 第4条 各授業科目の出席時間数が開講時数の 2/3 以上でなければ、原則としてその授業科目の評価を受けることができない。
2. 学外実習を伴う実習科目については、原則として開講時数(日数)のすべてにわたり出席しなければならない。
  3. 遅刻及び早退は 3 回をもって 1 回の欠席とみなす。各授業時間の 1/3 を超える遅刻及び早退は欠席となる。
- 第5条 受験資格を失った者は、各授業科目担当者の指示により、原則として次期の当該科目を受講した後その資格を得ることができる。
- 第6条 期末試験は一週間前に掲示予告し、各授業科目担当者が行なうものとする
2. レポート等の提出期限は厳守しなければならない。提出期限を過ぎた場合は原則として受理されない。
- 第7条 追試験・再試験に関する規程は、別にこれを定める。
- 第8条 学業成績の評価は、100 点法をもってあらわす。ただし授業科目の性質によっては、この評価法によらないこともある。
2. 学業成績評価の学籍簿等への記載は、秀、優、良、可、不可の評語を用い次に示す基準により点数法から換算する。

評定	評点	評価の基準
秀	90 点以上	完全にあるいは想定した以上の水準で到達目標を達成できている
優	80～89 点	ほぼ完全に想定された到達目標を達成できている
良	70～79 点	一部課題を残すが、概ね到達目標を達成できている
可	60～69 点	到達目標において、最低限の基準を達成できている
不可	59 点以下	到達目標の最低基準を達成するには更なる努力が必要である

第9条 学業成績評価 60 点以上を合格として当該学年に履修した単位を認定し、60 点未満を不合格として単位未認定とする。

第10条 1 年次において単位未認定となった授業科目は、2 年次に原則として当該授業科目を受講した後、所定の手続(第 2 条～第 7 条)を経た者について単位を認定する。

第11条 1年次において認定された単位数が10単位以下、または年間GPAが0.5未満の場合、次年度も1年次に在籍するものとし、教授会の議を経て学長が決定する。

2. 2年次末において、卒業資格単位数に満たない場合は留年とし、未認定科目について単位を認定した時点で卒業資格を与える。ただし在学期間は、本学学則第3条の規定により4か年とする。

第12条 (削除)

第13条 生活文化学科食物栄養コースにおいて、次の各号に該当する学生は、給食管理実習Ⅲ(校外実習)を2年次に履修することはできない。

(1) 1年次に開設されている卒業ならびに栄養士免許の取得に必要な科目について、2年次半期で3科目以上の再履修を必要とする場合

(2) 1年次の履修状況から、2年次終了時点での栄養士免許の取得が困難と予測されるもの、または1年次の年間GPAが1.0未満のもの

(3) 校外実習の指導に当たる科目を未履修、または放棄した場合

第14条 保育科における教育実習および保育実習の履修について、以下のように規定する。

(1) 幼稚園教諭免許の取得について、1年次に開設されている卒業および当該免許の取得に必要な科目について、後期の履修登録確定時点での2年次3科目以上の再履修を必要とするものは、原則として教育実習に参加することはできない。

(2) 保育士資格の取得について、1年次に開設されている卒業および当該資格の取得に必要な科目について、後期の履修登録確定時点での2年次3科目以上の再履修を必要とするものは、原則として保育実習Ⅰに参加することはできない。

(3) 幼稚園教諭免許または保育士資格の取得について、1年次に開設されている卒業、幼稚園教諭免許および保育士資格の取得に必要な科目について、2年次3科目以上の再履修を行うものは、原則として2年次の教育実習および保育実習(Ⅱ・Ⅲ)を履修することはできない。

(4) 1年次の履修状況から2年次終了時点での幼稚園教諭免許または保育士資格の取得が予め不可能なことがわかっているもの、または1年次の年間GPAが1.0未満のものは、原則として当該学生はかかる免許または資格のための実習を2年次に履修することはできない。

第15条 学生は、各学期始めに受講登録表を事務部教務係へ提出しなければならない。

第16条 学則第12条第4項に定める履修登録数の上限について、各学科において当該年度中に履修登録できる単位数の上限を以下の通りとする。

保育科 49単位

生活文化学科

ビジネス実践コース 46単位

食物栄養コース 49単位

2. 実験・実技・実習及びその事前事後指導に関する科目、ならびに休業期間中の集中講義は、前項に定める単位数に算入しない。

3. 学則第12条第3項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる学生の成績基準と登録できる単位数は以下の通りとする。

前学期のGPAが

2.5以上3.0未満の場合 50単位まで

3.0以上の場合 上限無し

第17条 本規程の改正は、運営会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、昭和45年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成18年4月1日より施行する。

この改正規程は、平成21年4月1日より施行する。

この改正規程は、平成22年4月1日より施行する。  
この改正規程は、平成26年4月1日より施行する。  
この改正規程は、平成27年4月1日より施行する。  
この改正規程は、平成29年4月1日より施行する。  
この改正規程は、令和2年4月1日より施行する。  
この改正規程は、令和5年4月1日より施行する。  
この改正規程は、令和6年4月1日より施行する。